資料１－１

水際取締り上の課題等

令和８年６月２３日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

急増する少額輸入貨物への対応に関するWG「中間とりまとめ」（2025年11月）

課題の背景

- 2024年の日本への輸入許可件数は約1.9億件（コロナ前（2019年）の約4.1倍）
- 特に、中国・韓国関連の越境ECサイトを利用したBtoCによる貨物（主に１万円以下）が増加
- 越境ECは消費者の生活に浸透しており、経済成長の観点でも重要な役割

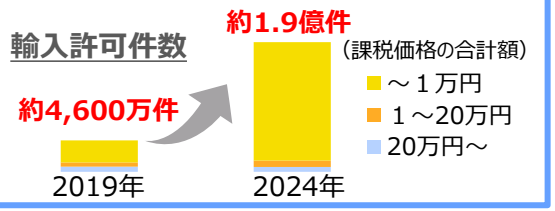

水際取締り上の課題

- BtoCによる貨物を扱う一部の保税業者・通関業者の不適正な業務運営による不正事案の発生
- BtoCによる貨物の輸入申告情報の不足

→ 税関が知財侵害物品等の摘発を十分にできていないおそれ

課税制度上の課題

- 消費者への直送貨物が増加し、国内外の事業者間の競争上の不均衡が発生
- 輸入貨物毎のEPA税率確認等により、納税事務が複雑化

社会にもたらされる危険・不安の払拭

事業者の適正な業務運営、正確・十分な情報にもとづく輸入申告のもと、税関が適正・的確なリスク判定を実施できるように対応

① 保税業者に対する行政措置、適正な業務運営へのインセンティブ等
② 簡易・迅速な通関手続の一時利用制限等
③ BtoC貨物の情報入手に向けたプラットフォーム事業者との連携

経済的な歪みの解消・納税事務等の負担軽減

見直しによる通関実務上の相互の影響を考慮し、制度毎の検討のみならず全体像を俯瞰して対応

① 消費税に係る少額免税制度の見直しにおける適正課税の確保
② 関税に係る少額免税制度に係る検討の継続
③ 課税価格決定の特例の廃止
④ 簡易税率の利便性向上による事務負担軽減

※上記のほか、国際郵便・通関業者を取り巻く環境・税関の体制整備も議論

対応を通じて目指す姿

安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易の円滑化という“**3つの社会的要請**”の実現

→ 越境ECの発展と、**消費者にとっての安全性・事業者間の公平性**の確保に寄与

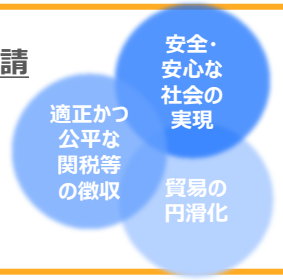

少額輸入貨物の現状

○ 2025年の輸入許可件数は約２億2,700万件（前年比約19.5%増、 6年間で約4.9倍）。このうち、**少額貨物（課税価格の合計額が１万円以下）の輸入許可件数**は約２億900万件であり、全体の**約92%**を占める。

○ 2026年１～３月の輸入実績を見ると、**全輸入件数の約92%が通販貨物**（このうち１万円以下は約98%）。**少額貨物の問題は通販貨物の問題。**

○ 通販貨物の**品目**は、衣類・バッグ等のファッション関連商品が全体の４割強を占め、化粧品や家庭用品が続く。

価格帯別の輸入許可件数の推移

（出所）財務省関税局調

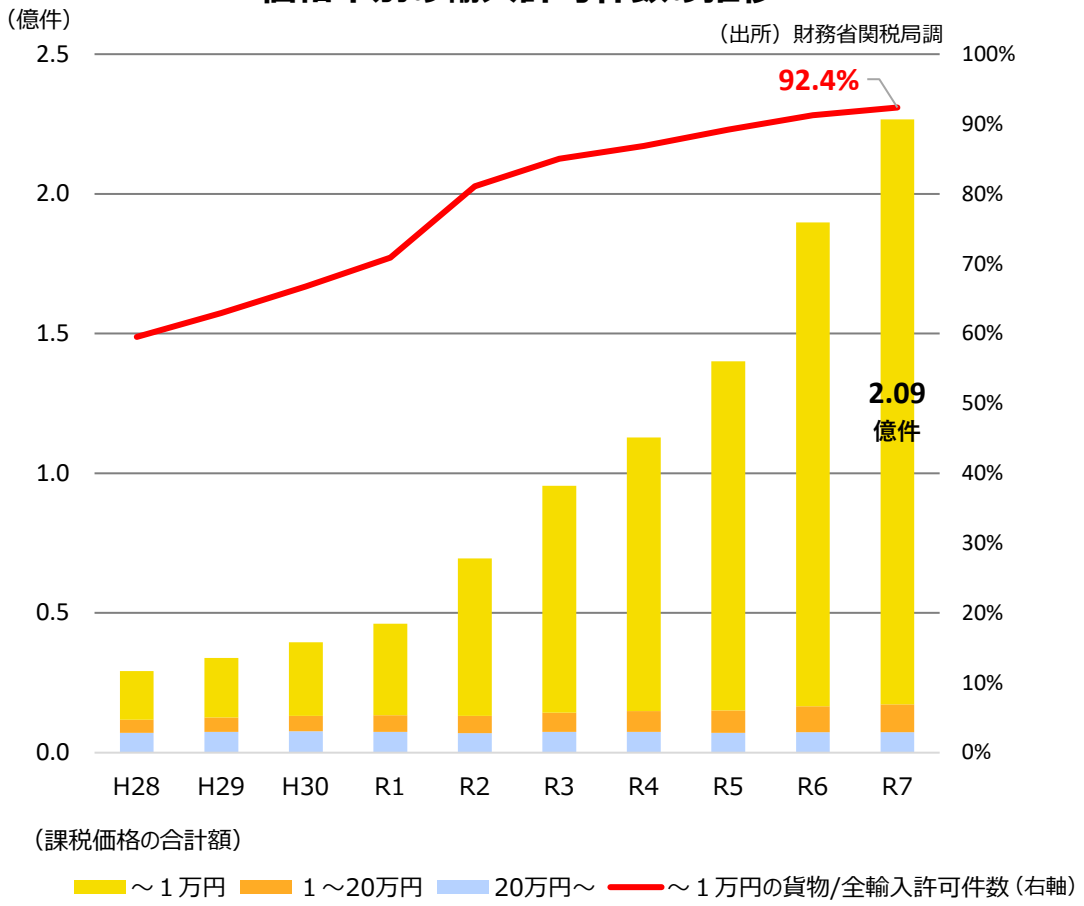

通販貨物の品目カテゴリ

（2026年１～３月）

（出所）財務省関税局調

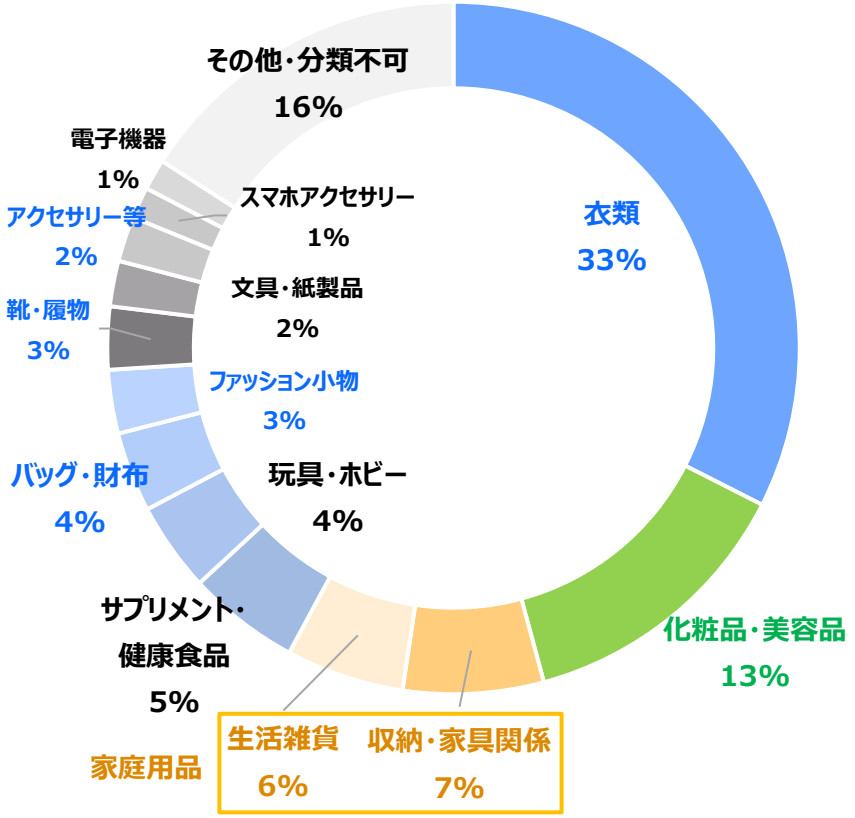

※大手PF上位９者の品名欄に含まれる単語から推測されるカテゴリ別に集計。
その他には食品等の他に、分類ができないもの（例：PLASTIC）を含む。

水際取締り上の課題と対応の方向性 ①保税業者・通関業者の業務運営

WGでの検討（～令和７年11月）

- 保税業者・通関業者において、事業参入（税関による許可要件等の審査あり）後、業務量の増加による不正事案が発生していることや、行政処分を受けての廃業後も再度事業参入が可能といった状況を踏まえると、事業参入後の**行政指導・行政処分**が重要
- **軽微な不正が確認された段階での適正な業務運営の促進**や、適正な業務運営に向けた**自発的な取組の支援**が適当

これまでの取組（～令和８年７月）

✓ 令和８年度関税改正において、次の規定を整備

- 保税業者に対する**業務改善命令の創設**
- 保税業者が適正な貨物管理を行うための手順等を規定した**規則を定めることの法定化**
- 保税地域から**貨物を搬出する際の確認義務の創設**

✓ 税関が、保税業者・通関業者に対して**適時・適切にフォローを行える体制の確保に向けた取組**

- **保税部門、通関業監督官部門**の必要な定員を確保するなどの**体制整備**や**運用の改善**

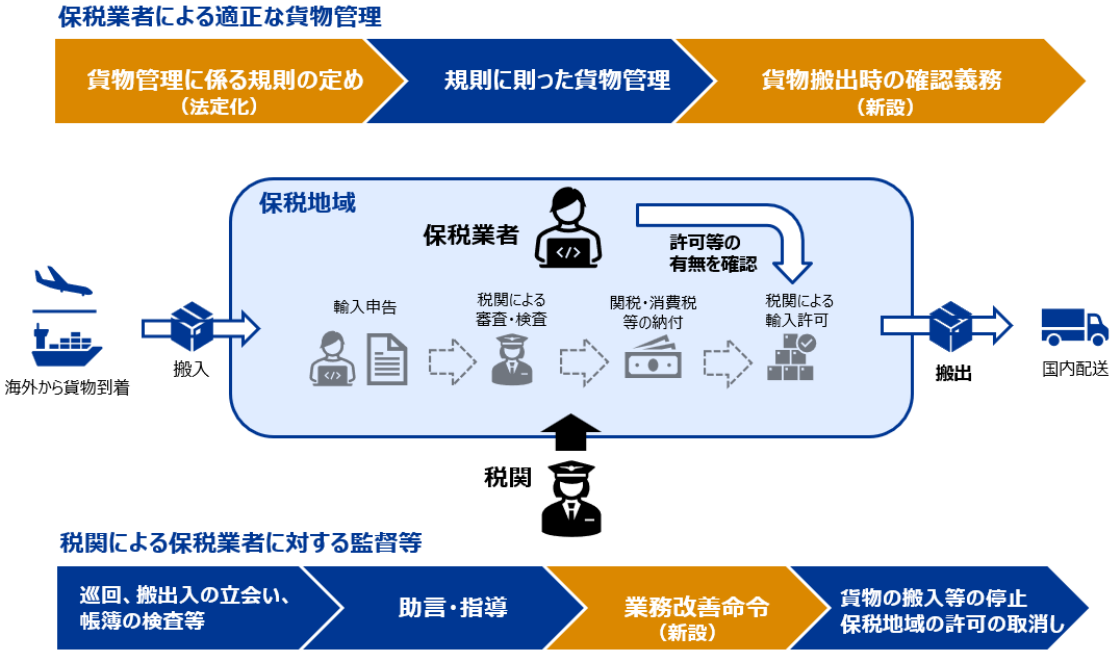

今後の対応の方向性

○ 新たに整備した規定の効果的な運用と体制整備等の継続による**保税業者・通関業者の適正な業務運営の確保**

水際取締り上の課題と対応の方向性 ②簡易・迅速な通関手続

WGでの検討（～令和７年11月）

- 不適正な輸入申告を行う者に対しては**簡易・迅速な通関手続の利用制限**が有効
- **適正な業務運営に取り組む者に限った**輸入通関における簡易性・迅速性という**ベネフィットの提供**が必要

これまでの取組（～令和８年７月）

✓ マニフェスト申告・予備審査制において**不適正な輸入申告を繰り返し行う等**の一定の要件に該当した通関業者は、**一時的に利用を停止**（2026.4実施）。この対象からAEO通関業者は除外。

✓ 予備審査制を利用したマニフェスト申告について、予備申告時には審査区分を通知せず、**本申告時に通知**するよう通知時期を見直す（2026.７以降実施）。この対象からAEO輸入者・AEO通関業者・税関長が認める者は除外。

マニフェスト申告・予備審査制の一時的な利用制限

不適正な輸入申告等の例

- **マニフェスト申告の利用条件 非該当貨物・知財侵害物品の混入**
- **申告内容の誤り等の 急激な増加**
- **仕出人、品名、価格等 を誤った申告の多発**
- **予備審査制を利用した輸入申告における許可前の貨物の搬出**

予備審査制を利用したマニフェスト申告における 審査区分の通知時期の変更

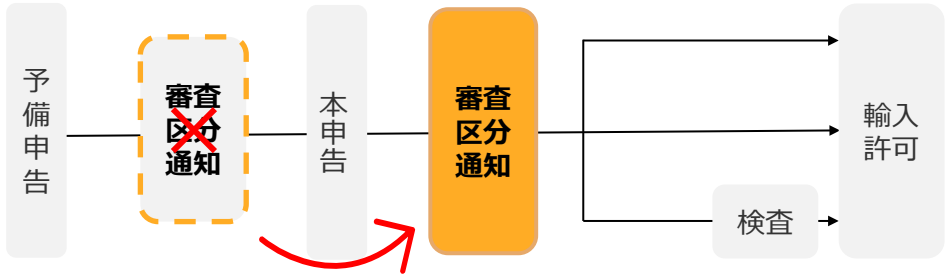

今後の対応の方向性

○ **事前情報の提供**を求める海上小口簡易通関の仕組みの**航空貨物への拡大**

○ **マニフェスト申告の利用をAEO事業者に限定**

水際取締り上の課題と対応の方向性 ③BtoCによる貨物における情報

WGでの検討（～令和７年11月）

- 関税局・税関とプラットフォーム（PF）事業者の連携の下、販売者が自社で扱う貨物の迅速通関・安全配送のため、**正確・十分な貨物の情報が通関業者に流れることの重要性**を認識することで、貨物の情報が滞りなく流れる仕組みを構築する必要
- 悪質なECサイトに係る他省庁との連携を通じて、**悪質な販売者・商品の情報を入手・活用**する必要

これまでの取組（～令和８年７月）

✓ 複数のPF事業者を交えた定期的な意見交換の場の設置（令和８年６月 第１回開催予定）

✓ 消費者庁・経済産業省（製品安全）との情報共有

プラットフォーム事業者との意見交換の場

- **構成員**
  財務省関税局、大手PF事業者約10者
- **意見交換事項（案）**
  - PF事業者との連携による水際取締りの実効性強化
  - 消費者の安全・安心を脅かす物品に対する事業者の対応状況
  - 各国での制度改正等への事業者の対応状況

関係者庁の取組

- **消費者庁**
  - オンラインモール等との連携の下、安全ではない製品の出品削除等を実施する「官民協働の自主的な取組（**日本版製品安全誓約**）」を策定
  - オンラインモール等の**取引デジタルプラットフォーム**を利用する通信販売に係る取引の適正化及び紛争解決の促進に関し、取引デジタルプラットフォーム提供者と連携
- **経済産業省**
  - **製品安全４法**（消安法、電安法等）を所管し、特定輸入事業者に対する国内管理人の選任義務付けや、安全基準に違反する商品の削除要請等により消費者が製品を安全に使用できる環境を整備

今後の対応の方向性

○ **PF事業者との意見交換の継続実施**

○ **関係省庁の知見・取組**を踏まえ、消費者の安全・安心を脅かす物品の日本への流入防止に向けて対応

輸入貨物への課税制度上の課題と対応の方向性　①消費税に係る少額免税制度　③課税価格決定の特例

WGでの検討（～令和７年11月）

- 消費税に係る少額免税制度の見直しに際しては、販売時に課税される貨物と輸入申告時に課税される貨物の２パターンが生じることから、適正な課税の確保のため、**輸入申告時に課税される貨物か否かを税関・通関業者が識別できる必要**
- 国内外の事業者間の競争上の不均衡や特例の不正利用といった課題を踏まえ、**課税価格決定の特例の廃止**が適当

これまでの取組（～令和８年７月）

✓ 令和８年度税制改正において、**消費税に係る少額免税制度の見直し**、**物品販売に係るプラットフォーム課税を措置** (令和10年４月施行)

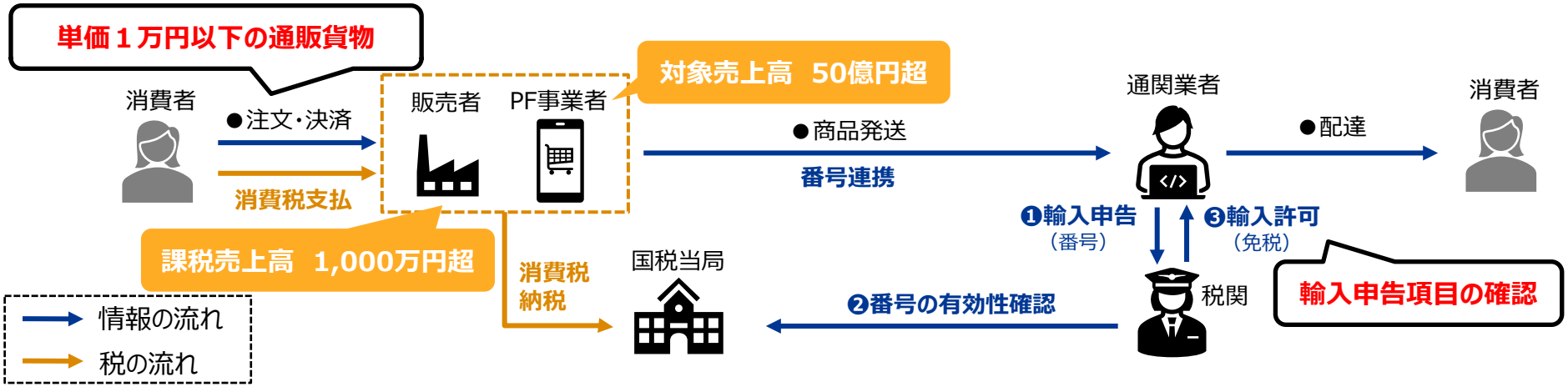

✓ 令和８年度税制（関税）改正において、**課税価格決定の特例を廃止** (令和10年４月施行)

今後の対応の方向性

○ **運用面・システム面の制度対応**（輸入申告項目の追加等）

○ **通関業者・輸入者・国外販売者・プラットフォーム事業者に対する周知・事前説明**の徹底

輸入貨物に係る包括的な事項　①国際郵便

WGでの検討（～令和７年11月）

- 一般貨物における水際取締りを今後強化すると、**不適正な業務運営の事業者が国際郵便をより多く利用する懸念**
- 越境ECを利用した国際郵便は、受取人が自分の意思で購入した商品が海外から送られるため、従来の国際郵便における、内容物を把握していない名宛人による適正な申告を期待できないため**申告納税方式を適用できないという前提が変容**

これまでの取組（～令和８年７月）

✓ **財務省関税局・総務省・日本郵便間での３者会合**を通じ、水際の安全・適正課税の確保、円滑な国際郵便のサービス維持、一般貨物と国際郵便の公平な競争条件の確保等に関する項目について検討

（例）・税関の業務へのEAD（事前電子情報：Electronic Advance Data）のより効果的な活用

・国際郵便を用いた越境EC貨物の実態把握及び対応の検討

・消費税の少額免税制度の見直しや0.6掛けの廃止による国際郵便の通関に関する課題の共有・対応の検討　等

財務省 Ministry of Finance, JAPAN　税関 Japan Customs

総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications　日本郵便

事前電子情報（EAD）の流れ（イメージ）

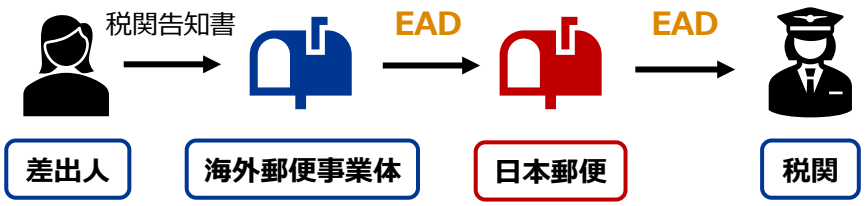

今後の対応の方向性

○ 財務省関税局・総務省・日本郵便間による**３者会合の継続実施**

○ 課税制度変更（令和10年4月施行）後における、**円滑な国際郵便のサービス維持に必要な対応**の検討

○ 越境ECを利用した国際郵便に係る課題等への対処の検討

輸入貨物に係る包括的な事項　②通関業者を取り巻く環境

WGでの検討（～令和７年11月）

- 輸入者を代理・代行して適正な通関手続を行う**通関業者**は、近年の輸入貨物の増大やEPA等の進展に伴う通関手続の複雑化の中で、**国際物流におけるインフラ**としての重要性が高まっている。
- 適正な業務運営の確保のため、**労務費等の通関業務料金への適切な転嫁**が可能となるような環境の整備が望ましい。

これまでの取組（～令和８年７月）

✓ 「**総合物流施策大綱（2026年度－2030年度）**」（令和８年３月31日閣議決定）に初めて通関業に関する事項を掲載

- 高度な専門知識を用いる通関業者は、輸出入者と行政をつなぎ、我が国と海外を結ぶサプライチェーンにおいて必要不可欠なインフラであり、その役割の重要性が日々高まっていること
- 一方で、社会からの要請に見合う料金設定や労務費等の適正な転嫁が進んでおらず、経営環境の改善が急務であること
- 労務費等のコストを通関業務料金へ適切に転嫁していくことの必要性を広く周知していくなど、通関業者の適正な業務運営を確保するための環境整備に向けた取組を推進すること

✓ 荷主に対し、**通関業者との取引に関する配慮**等に関する以下の内容を周知（貿易事業者団体に対し会員企業への周知を依頼するほか、税関が輸入者等を訪問する際に個別に周知）

- 荷主の優越的地位を利用した立替払いは、独占禁止法上の不公正な取引となる場合があること
- コスト上昇分の反映の必要性について協議することなく取引価格を据え置く行為等が公正な競争を阻害するおそれがあること
- リアルタイム・オンライン口座振替方式等、関税等を輸入者が自ら納付しやすくするための方法

今後の対応の方向性

○ **貿易事業者団体の会員や個別企業への周知**を継続し、**適正な業務運営を確保するための環境整備**に向けた取組を推進

○ 不公正な取引に関する情報を得た場合等の**公正取引委員会との連携**